

令和2年度第1回宇佐市総合教育会議 会議録

日 時：令和2年11月13日（金）14：00～

場 所：宇佐市役所本庁 本館3階35会議室

出席者：

【委員】

市長部局	是永市長
教育委員会	高月教育長
	佐藤教育長職務代理者
	徳光委員
	河野委員
	古里委員

【関係課】

市長部局	危機管理課長	久井田課長
	土木課長	熊埜御堂課長
	建築住宅課長	松田課長
教育委員会	教育次長	上田次長（兼教育総務課長）
	学校教育課	上田課長
	社会教育課	野課長
	学校給食課	新納課長
	図書館	松壽館長
	教育総務課	酒井主幹（総括）

【事務局】

総務課	出口課長
	後藤主幹（総括）
	渡邊

○総務課長

皆さん、こんにちは。総務課長の出口でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただ今から令和2年度第1回宇佐市総合教育会議を始めさせていただきます。開会にあたりまして皆さんにご了承をいただきたいのですが、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要がある場合及び会議の公正が害される場合等を除き、公開とする、と定められていますので、原則公開で開催させていただいております。よろしくお願いいたします。それでは初めに是永市長からごあいさつを申し上げます。市長よろしくお願いたします。

○市長

皆さん、こんにちは。市長の是永でございます。

本日は、令和2年度第1回宇佐市総合教育会議を招集いたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。また平素から宇佐市の教育の充実・発展のためにご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、朝方の冷え込みが厳しさを増してくる中、インフルエンザとの同時流行が懸念される新型コロナウイルス感染症についてであります。宇佐市では、8月に2名の感染が確認されて以降、現在まで新たな感染者は確認されておられません。これもひとえに市民の皆様方が感染予防対策にしっかり取り組んでいただいているおかげだと思っております。厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、宇佐市の独自の事業として事業者の負担を軽減するテナント事業者家賃補助事業などにより事業継続・雇用維持対策を講じるほか、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化を図るための観光誘客促進事業など様々な対策を講じています。

また教育委員会の関係につきましては、小中学校における感染予防としてアルコール消毒液・体温計などを整備したほか、1学級あたりの児童数の多い四日市北小学校や、駅館小学校など6つの小学校において特別教室や空き教室に空調設備を設置することで分散授業を行える環境を整備することとしています。また構内通信ネットワーク整備事業において、国の「GIGAスクール構想」の早期実現に向けて児童生徒に1人1台のタブレット端末が配置されるよう小中学校へのタブレット端末の整備を加速させるとともに、通信環境の整備がなされていない家庭の児童生徒に貸し出すことができるWIFIのルーターなどを小中学校に一定数整備し、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の際においてもICTの活用により全ての子ども達の学

びを保障できる環境を整備することといたしております。

終わりにになりましたけれども、本日の総合教育会議は、高月教育長、徳光教育委員をお迎えして初めて開催するものであります。これまでと同様、市長部局と教育委員会との関係を深め、宇佐市の教育行政の進展に寄与できればと考えております。委員の皆様方には、本日の会議がより有意義なものとなりますよう御理解と御協力を申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長

それでは協議・調整事項に移ります。ここからの進行につきましては、宇佐市総合教育会議設置要綱の規定に基づきまして、市長に議長として進めていただきます。よろしくをお願いいたします。

○市長

それでは規定によりまして、私の方で進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。早速ですが協議・調整事項に入ります。本日の議題は4点ありますが、まず「宇佐市教育大綱について」を議題といたします。具体的な内容について、事務局及び教育委員会からそれぞれ説明をお願いいたします。

○総務課長

総務課長の出口でございます。「宇佐市教育大綱」についてでございますけれども、まず教育大綱とは何ぞやというところからお話しさせていただきますが、大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以降「地教行法」と言わせていただきますが、その第1条の3第1項に、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする、と規定されております。その大綱のことをいいます。そしてこの大綱ですけれども、地方公共団体において教育基本方針を定める場合には、その中の施策の目標や施策の基本となる方針の大部分が大綱に位置づけられるものであって、首長が総合教育会議において教育委員と協議をし、当該計画をもって大綱に代えると判断した場

合には、別途大綱を策定する必要はないというふうにされております。

このことを受けまして、本市では平成27年5月に開催しました総合教育会議におきまして、教育委員会が策定しました「宇佐市教育振興基本計画」をもって「大綱」に代える旨の決定がなされまして、現在に至っているところでございます。

今回提案いたしましたのは、この宇佐市教育振興基本計画は平成27年から10年間の計画でございまして、5年間の前期計画が終期を迎え、後半5年間の後期計画として改訂されました。地教行法におきましては、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合教育会議において協議をするものとする、と規定されておりますので、今回の改訂内容をご説明させていただきまして、引き続き「宇佐市教育振興基本計画」をもって「大綱」に代えることとしてよいか、委員の皆様のご意見をいただきたく提案したものでございます。

宇佐市教育振興基本計画の改訂内容につきましては、教育委員会から説明をお願いしたいと思います。

○教育次長

教育次長の上田です。それでは私の方から「教育振興基本計画」の変更内容を説明させていただきます。議題1という資料の2枚目に平成27年3月と令和2年3月の施策体系図を載せております。これを見ていただきながら説明をさせていただきます。

宇佐市教育委員会としましては、令和2年3月に教育振興基本計画を令和2年度から令和6年度までの後期分として改訂をいたしました。この計画については、国の第3期「教育振興基本計画」、また「第二次宇佐市総合計画後期基本計画」の第5章に「個性豊かな人材と文化を育むまち」に掲げる教育部門に沿った形で計画しており、基本的な施策から枝分かれし、より具体的な施策へと体系化しております。この計画の特色としましては、「宇佐市が目指す教育」を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらには、その取組み方向に基づいた「30の重点施策」を整理し、次世代を担う子どもたちが心豊かに、社会を生き抜く力を身に付けられるよう宇佐市らしい教育の推進を示しています。改訂した主な部分の説明をします。

義務教育の重点施策7についてですが、平成27年は「地域に開かれた学校づくり」とありますが、これを「地域とともにある学校づくり」に変更しています。これにつ

いては、平成30年度より本市の全ての小中学校において学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入いたしました。今後もこの制度を更に充実させることを目標としているため、この重点施策の文言を変更したところでございます。

2点目といたしまして、平成27年3月では「スポーツ」とあります、重点施策23・24・25の部分になりますが、このスポーツに関することが平成27年度から市長部局へ移管されたことに伴いまして、このスポーツの部分を削除し、「平和ツーリズム」に変更いたしました。「平和ツーリズム」の取組みに基づく重点施策は、23「平和ツーリズムの推進」で、平和ミュージアム構想のPRや関係団体と連携を強化し、24「資料館の機能拡充」では、拠点施設となる宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館の建設並びに機能拡大と充実を目指します。25「戦争遺構の保存整備」は、戦争遺構の保存整備とフィールドミュージアムの機能拡充などを掲げた内容となっております。

3点目として、この教育基本振興計画改訂版の冊子の5ページに宇佐市が目指す教育というページがあります。このページのピンクで囲んだ部分の最後のくくりの部分のところですが、「宇佐で活躍する人材の育成」の部分の追加が大きな変更点となっております。

以上3点が今回の大きな変更点となります。説明は以上です。

○市長

ありがとうございました。説明が終わりましたが、委員の皆さまから、ご意見、ご質問等はないでしょうか。

無いようでしたら、議題の1点目の「宇佐市教育大綱について」は、先般改訂されました「教育振興基本計画」をもって「大綱」に代えるということによろしいでしょうか。

全員一致でそのように決定したいと思います。以上で議題の1点目を終了いたします。

続きまして、2点目の「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（令和元年度対象）について」を議題といたします。教育委員会から説明をお願いいたします。

○教育次長

2点目の「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（令和元年度対象）」の全体的な説明をさせていただきます。少し長くなりますがよろしくお願いいたします。

報告書の冊子を見ていただきながら説明をさせていただきます。1ページ、2ページに概要を記載していますが、この報告書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「平成31年度教育委員会の基本方針」に沿って、教育委員会の各課が1年間取り組んだ事業の執行状況について、教育に関し学識経験を有する方3名の事務点検評価委員より外部評価をいただき、本年9月に策定したものであります。これについては、議会に報告し、現在市のホームページで公表しております。報告書17ページをお開きください。先ほど基本計画で説明しました「30の重点施策」を掲載しております。この重点施策ごとに18ページから52ページまで点検評価シートを作成し、点検評価委員に評価していただきました。その点検及び評価の結果について、ご報告いたします。

53ページをお開きください。下段に評価分析の円グラフがございます。施策件数150件、その中で計画通り順調で成果が上がっているA評価は112件で74.6%、概ね計画通り進んでいるB評価は22件で14.7%、計画がやや遅れているC評価は9件で6.0%、計画が大幅に遅れているD評価は1件で0.7%、実施できない（評価対象外）E評価は6件で4.0%となっております。特に評価の低かった、C評価9件、D評価1件、E評価6件につきまして、少し詳しく説明させていただきます。

まず23ページをお開きください。重点施策4の学校施設・設備の充実のうち、①エアコン整備事業（中学校）につきましては、令和元年度繰越事業で令和2年10月に完成いたしました。計画がやや遅れたためC評価となっております。次に24ページをお開きください。重点施策5の教育内容の充実のうち、②-2多人数学級支援教員配置事業と②-3習熟度別学習指導教員配置事業については、それぞれ予定していた教員を配置できなかったためC評価となっております。③外国語指導教育指導員は配置ができなかったためD評価となっております。次に26ページをお開きください。重点

施策6の学習環境の整備・充実のうち、⑤学校図書館活用推進事業は予定していた学校司書を配置できなかったためC評価となっています。次に31ページをお開きください。重点施策9の特別なニーズに対応した教育の推進のうち、①宇佐市啓発フォーラムは福祉課所管の市民集会在隔年実施となり、元年度は未実施のためE評価となっています。次に35ページをお開きください。重点施策13の生涯学習施設・設備の充実のうち、①公民館等施設の整備については、長洲公民館建設の計画が遅れているためC評価となっています。②社会教育集会所の整備は、各集会所の修繕等はその都度行っていますが、総合的な整備計画が未整備のためC評価となっています。次に36ページをお開きください。重点施策14の生涯学習活動機会の拡充のうち、③成人教育で院内地域女性スクール合同学習会が新型コロナウイルスの影響で未実施のためE評価となっています。次に45ページをお開きください。重点施策23の資料館の整備のうち、①建設準備委員会の開催は工事再発注の見送りにより会議開催回数減のためC評価となっています。②建築工事、展示業務委託は社会情勢を鑑み再発注見送りのためE評価となっています。次に48ページをお開きください。重点施策26の文化財の調査と保護のうち、②公共工事対応発掘調査事業と③民間開発対応発掘調査事業については、公共工事や民間開発に伴う発掘調査がなかったためE評価となっています。⑥文化財の指定・登録は、委員会で審議を行っていましたがその後新型コロナウイルスの影響で新規指定の決定ができなかったためC評価となっています。次に49ページをご覧ください。重点施策27の文化財の整備と活用のうち、④史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定事業は、委員会1回開催分を令和2年度に繰り越したためC評価となっています。最後に52ページをお開きください。重点施策30の文化財愛護の啓発と普及のうち、⑤文化財保存団体等の支援の(ハ)関係機関や団体と連携して世界農業遺産や世界文化遺産関連事業を推進するについては、関連事業がなかったためE評価となっています。以上がそれぞれの事業についての評価でございます。

続きまして54ページをお開きください。こちらには各課の点検及び評価の総評が記載されております。要約して説明いたします。

教育総務課では、教育振興基本計画の後期改訂分を策定しました。今後もこの計画に基づき教育行政の一層の充実を図ることが重要である。教育委員の視察・研修、教

育行政方針の策定、「総合教育会議」の開催など、教育委員会の活性化につながる施策に取り組み、高い評価を得ました。「公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会」において適正規模の基準を定めました。今後も課題解決に向け調査、研究を望むということでした。学校施設の整備については、全中学校にエアコンが整備され、小・中学校普通教室の空調設備設置率は100%となっています。教育設備の改修・整備については、トイレの洋式化率56%に達したものの、今後も計画的に取り組むことが必要である。安全・安心な学校づくりについては、非構造部材の耐震化、バリアフリーの推進に、計画的に取り組むことが重要であるという評価をいただいております。

次に学校教育課では、就学前教育においては、家庭や地域との連携・協働、幼児教育・保育関連施設や関係課等との密接な連携を図りながら共通の認識のもとで就学前教育に取り組む必要がある。小中学校においては、教育内容の充実を図るために、市独自で多人数学級支援教員、習熟度別学習指導教員等を配置し、個に応じたきめ細かい指導が図られている。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、児童・生徒の学びや教職員の業務支援も行われている。しかし、予算化された人数の配置ができず、人材確保が喫緊の課題である。学習環境の整備・充実については、国の進める「GIGAスクール構想の実現」に向け、小中学校へのタブレット端末の導入を行っている。今後、ICT環境整備を更に進めていく必要がある。特別支援教育については、支援が必要とされる児童・生徒は年々増加しており、特別支援教育支援員のニーズが年々高まる中、更に取組を進めていく必要がある、とされております。

次に社会教育課では、高齢者や女性等の団体・組織については弱体化の傾向があることから組織強化を図る必要がある。また、青壮年層への学習提供については、まちづくり協議会などと連携し、地域と協働する開かれた公民館であることが望まれる。一方で子どもへの活動支援については、学校支援や小学生チャレンジ教室、中学生学び応援教室など、学校・家庭・地域の連携をより密にすることが重要となる。人権問題については、公民館・集会所を拠点とした学習を通して、人権教育の推進を図る必要がある。平和ミュージアム資料館建設事業においては、期待が大きいことから、再発注に向けた事業スケジュールの再構築が必要である。遺構整備事業は、ほぼ順調に推移している。良好な整備が進められてきていることから、ソフト事業の更なる推進

が不可欠である。埋蔵文化財包蔵地で計画される各種開発については、事前発掘調査を実施し、遺跡の内容確認や記録保存を実施するなど、文化財保護に努める必要がある。また、宇佐神宮境内などの国指定等の史跡や重要文化財については、国・県の補助金を活用し、保存修理事業や史跡整備事業に積極的に取り組んでいる、という評価をいただいております。

次に図書館は、基本である貸し出しサービスのほか、上映会、講演会、おはなし会、ギャラリー展示等の事業に対し評価を得ました。児童サービスについては、家庭・地域・学校などが連携を一層強化して子どもの読書活動を推進していく必要がある。宇佐学顕彰事業では、マンガ本シリーズについて成人式や児童クラブでの配布を行った。今後もふるさとの偉人を知るきっかけづくりとして有効な活用策の検討が必要である。「横光利一俳句大会」は、全国各地や市内の小中学校から多数の応募があり、全国的に周知されるに至っている。令和元年12月より図書館運営のIC化を開始し、今後は利用者サービスの向上等に繋げる必要がある。また、コロナウイルスの感染拡大により本年3月から臨時休館を余儀なくされ、来館者数や貸出冊数、イベント等の参加人数の減少が見られた、という評価をいただいております。

学校給食課では、地産地消の取組として、毎月実施している「ふるさと給食」で安全で安心な地域の食材を使用し、また実際に収穫体験等を行い、子どもたちの感謝の気持ちを育む食育指導を行ったことは、高い評価を得られた。衛生講習会の実施や、調理従事者の衛生管理に関する意識の向上、施設については、有害生物モニタリングなどを実施し衛生管理を図った。アレルギー対応については、今後も保護者・学校・センターが連携し、除去食・代替食の安全・安心な給食の提供に努める。さらに、給食会計においては適切な会計処理を行い、今後も安定した運営と公平な負担のために給食費未納に対し、徴収の確保に努めることが重要である、という評価をいただいております。

以上が主な評価の総評となっております。この評価をもとに改善を行い「PDCAサイクル」で教育行政のレベルアップに努めてまいります。以上で説明を終わります。

○ 市長

ありがとうございました。説明が終わりましたが、委員の皆さまから、ご意見、ご

質問等はないでしょうか。

○古里委員

願いに近いのですけれども、今回の改訂で「宇佐市教育振興基本計画」に新しく記載された「宇佐で活躍する人材の育成」に関してですけれども、最近高校生の活躍がとても目に見えるようになったと感じています。オオサンショウウオの展示が県立美術館とか盆地ギャラリーでされたり、それから宇佐産業科学高校と小学生の体験交流がニュースで流れたり、まちづくり協議会とタイアップして宇佐高校の書道部の方が運動会に垂れ幕を寄贈したりとか、そういった高校生の活躍する姿が小中学生の夢とか希望につながっていくし、地域の人にも元気をもたらしたと聞きました。これこそが小中高の連携にいい効果をもたらすのではないかと思います。全国でも高校生による地域課題解決プロジェクトというのが始動していますけれども、宇佐市では高校生議会を通じて地域課題を発見する力や考える力の素地が子どもたちにはかなりできていると思います。また一步進んで課題解決へのアプローチをプロジェクト化したりとか、意見発表をしたりとか、提案性が強まっていくと、議会だけでなく宇佐のいろいろな分野の人たちの応援とといいますか、そういったのが得られるような発表につながるのではないかと思いますし、そうなっていただきたいと思います。どの高校もそういった力をもう十分に蓄えていると思っているので、期待感も非常に高いです。

○市長

ありがとうございます。現在市内の4つの高校の校長先生方と定期的に意見交換会を行っておりますので、その辺りを総務課長からお願いします。

○総務課長

現在市内4つの高校の校長と市長との懇談会を行っております。総合政策課が担当しております。そこでは、それぞれの高校の課題やご要望をお聞きします。最近ですと、一時期大学入試が取り上げられましたけれども英語検定の補助や就職のときのユニボなどの技術試験の補助などを行いました。このように実現したものもあります。おっしゃっていただいたように高校生の方から、こういうことができるのか、どうだ

ろうかということを受けて、できるものは実現できたらいいと思います。また、高校生がまちづくりなどに関わることで、高校生に宇佐市に愛着を持っていただき、大学卒業後、宇佐市に帰っていただけるとか好循環が生まれるのではないかと考えております。そういった観点からも積極的に進めて行けたらと思います。以上です。

○市長

若干補足しますと、私学を含めた市内4つの高校の校長先生方とお話をしている中で、現在行き先はオーストラリアですけれども高校生短期留学事業の制度ができましたし、実業系の高校生には資格の取得に補助をする、進学系の高校生には英検等の試験料・検定料の補助をする制度があります。先般宇佐産業科学高校が「オオサンショウウオ」を作ったり、「うささんマーケット」を行っていましたし、安心院高校でも地元のワイナリーとコラボしてワインのラベルにQRコードを付けて動画を見れるようにするなど、非常に活発に活動をしていただいているところです。校長先生方とのお話の中で提案があったのですけれども、高校生が企画して活動するのに補助金の交付ができないかという話がありまして、今「がんばる団体補助金」というのを一般向けに交付しているのですけれども、それを高校生向けに企画があればどんどんやりましょうということで今行われています。非常に面白い発想のもとにやっていただけたらと、こちらも期待をしているところです。

○佐藤委員

別の件についてですが、45ページの平和ミュージアムの関係です。社会情勢などから実施が難しいということは理解できますが、ただ私たちももちろん分からないのですが、いつ頃になるかという見通しが長期化になればなるほど空白期間が非常に長くなるという不安があります。その間予算の確保と同時に、市民にできるという期待感があったと思いますが、それが低下するのではという不安がありました。その空白期間をどのように埋めるのかということについて、先月図書館で宇佐海軍航空隊関係の展示会がありまして私たちも見学させていただいたのですが、海軍航空隊の一青年の学生さんが涙を綴って書いた手記や日記を見て感銘を受けました。そのような内容をつなげながら資料館の建設に向けて行ったらと思います。私はそのヒントをもらっ

たように感じました。市民図書館が頑張っていたいただいていることは大変ありがたいと思っています。

○市長

ありがとうございました。社会教育課長から何かございますか。

○社会教育課長

発注が延びているということで、今年度いろいろな形でソフト面の事業を立てて、コロナ禍ではございましたが、宇佐空の郷でコンサートを開催させていただいております。あと平和資料館でも講演会等を開いたり、先ほど委員がおっしゃった企画展等をしながら、またガイド養成講座を開いているところでございます。ソフト面ではいろいろな形でやっております。また遺構群につきましては、順次爆弾池であったり、レンガ建物であったり、いろいろな形で整備工事をさせていただきながら、できるところから平和ミュージアム構想の実現に向けて順次させていただいているところでございます。これからも講演会等の機会がありましたら、また企画展等をやらせていただきたいと思います。

○市長

平和ミュージアム本体の入札が思うように成立できずに足踏み状態というところでございます。この間、空白により機運が下がってくる懸念があるということでしたけれども、平和ミュージアム構想は、拠点となる資料館に加えて遺構群全体の整備やソフト事業全体を総称して平和ミュージアム構想という形になっています。拠点となる資料館ができなくても平和ミュージアム構想自体は着々と進んでいるというふうに理解をしております。今年は戦後75年でしたので、平和資料館や図書館で75年にちなんだいろいろな企画を、コロナ禍ではありますけれども、実施できました。メディア等の反応も高いものがあつたのではないかという気がしております。遺構群につきましては掩体壕をきれいにしたり着々と整備が進んでおりますが、いくつか手つかずのままの施設も残っています。本体が動きづらい状況ですので、こちらをしっかりとしながらと思います。ソフト事業についてもです。あの場所も戦場だったというこ

とを風化しないように、伝えることができるようにして、今の平和と繁栄が尊い犠牲の上に成り立っているのだということを常に忘れないように取り組んで行く形にしていますので、皆さん方と協力して行ければと思っています。

○市長

そのほかございませんでしょうか。

無いようでしたら、2点目については以上にしたいと思います。次に3点目の「児童生徒の安全な通学路について」を議題といたします。この議題につきましては、協議内容を鑑み、土木課長、危機管理課長、建築住宅課長が出席者してございますので、よろしく願いいたします。まず教育委員会から、教育委員会で把握している通学路に関する要望について説明をお願いいたします。

○教育次長

それでは議題3と書かれている資料に沿ってご説明します。

通学路安全点検の概要について書いています。平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生し、全国的な課題ということで、宇佐市においても平成26年6月に「宇佐市通学路交通安全プログラム」を策定しました。その後、年2回のペースで通学路安全対策推進会議を開き、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っているところでございます。また平成30年6月の大阪北部地震でブロック塀の倒壊により児童が犠牲となったという事例、また近年の不審者事案の多発等への対策として、交通面の危険個所だけでなく、災害や防犯の視点からの危険個所がある場合は、宇佐市通学路防犯対策会議を開いて対策を講じている状況であります。通学路安全対策推進会議のメンバーとしては、学校教育課が事務局となりまして、市土木課、宇佐警察署交通課、県土木事務所、国交省大分河川国道事務所、PTA代表というメンバーで構成されています。年2回の一斉点検、それを受けた会議、それぞれの道路管理者による対策というようなことを年間を通してやっている状況であります。

防犯対策については、防犯危険個所の合同点検を実施し、各学校からの要望等を受け、現地確認や各課で対応を行っている状況であります。裏面になりますけれども、

これまでの各校からの要望であります。平成24年度以降今年の8月末までの数字となっております。要望件数367件ということで、その内訳として、市道関係が171件、県道関係が57件、国道関係が5件、警察（信号機、横断歩道等）が121件、その他13件という状況であります。特に市の関係で見ますと171件のうち対策済が73件、対策中が42件、検討中が23件、未定が33件であります。全体を通して見ますと367件中、対策済が180件、対策中が76件、検討中が58件、未定が53件という内訳となっています。主な要望としましては、カーブミラー・ガードレール・グリーンベルトの設置、一旦停止や徐行等の標識・看板の設置、横断歩道の引き直し・設置、歩道拡幅・道路舗装整備、信号機の設置であります。要望についての説明は以上であります。

○市長

ありがとうございました。説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問等はないでしょうか。

○河野委員

通学路の安全と防犯対策と一緒になると思いますが、今事件や事故とかが起こった時に警察が重要視するのが防犯カメラやドライブレコーダーという状況かと思われます。それも基本的には店舗・事務所・民家、民間の物を使うような状況にあります。それがないと検挙率が下がったり、追跡もしづらいような状況で、宇佐とは限らないのですが、基本的に子どもたちが事件・事故に巻き込まれるときは、ひとけがない、目撃者もいないような状況で起こっているのも多いと思います。まちづくり協議会や自治会とかの会議に参加させていただいた時に、自主的に付けようかという地域もあります。その辺を宇佐市と警察、大分県の土木事務所とか行政的なところで連携しながらそういったものの設置とか何か対策ができないかと感じています。当然ランニングコストはかかりますが、その辺がうまくいけばある意味犯罪の抑止につながりますし、地域住民の方の安心安全にもつながるのではないかと思います。教育とかに限らず、全体で見るような対策や事業があれば教えていただきたいと思います。

○市長

ありがとうございました。危機管理課長からよろしいですか。

○危機管理課長

危機管理課長の久井田です。防犯カメラの設置については、今おっしゃられたように自治区であったり、まちづくり協議会であったり、そういった団体で取組がなされています。設置に係る費用なのですが、昨年度までは大分県警の補助金がありました。それが今年度から廃止になった経過もありますが、最近の情報によりますと県警もそれを復活させたいということで動いているようなので、来年度から、途中からでも復活があればそれに向けて宇佐市で何か支援ができるのか、そういったところを考えていく必要があるのかと思っております。そのほかにも大分県の小規模集落等支援事業という補助金、主にまち協が利用している制度ですけれども、そういった制度を利用して地区内、集落内に防犯カメラを設置しているまちづくり協議会等もございます。民間というよりも、個人ではないある程度の地域団体が、今主体となって取り組んでいるような対応となっております。具体的には、横山地区や西馬城地区が補助金等を活用して地域内に防犯カメラを設置しています。横山については5か所6機、西馬城が3か所に付けております。今年度は長峰の地域づくり協議会が9か所設置予定ということで、まだ終わっていませんけれども、設置される予定となっております。市単費で補助ということはなかなか厳しい状況でありますので、県・県警というところを十分注視しながら状況に乗り遅れることがないようにして行きたいと考えております。

○市長

ありがとうございました。私の方から少し補足させていただきます。以前四日市こども園に不審者が侵入するという事件がありました。あの時に保育園・こども園・幼稚園につきましては、ほとんど監視カメラが入りました。あの時に学校現場にもしましょうかという話もしたのですけれども、その時は時期尚早か、という雰囲気です。学校現場には設置しておりません。環境整備がまだ整っていなかったというところがあります。ですからもし学校現場でも必要だということであれば設置して行きたいと思っ

ています。幼児教育・保育施設、コンビニなどの商業施設、皆さんのある程度の合意形成・環境整備した上でまち協が取り付けているといった感じで、県警の補助があれば手上げ方式ですが商店街でも設置していますので、これからも設置が広がっていくのではないかと思います。学校現場でも、学校とPTAと地域で話をして、ある程度防犯上の観点から設置が必要という状況になれば設置して行きたいと思っています。

学校教育課長の方から何かありますか。

○学校教育課長

防犯カメラにつきましては、まちづくり協議会の方で小規模の西馬城小学校等には設置がされているという状況ですが、大きな悩みとしては不審者事案がどこで起こるか分からないというところで。都市部の学校等は門・塀がしっかりあって出入りも監視している。地域に開かれた学校ということから、宇佐市の場合は、どこでも出入りができるという問題があります。監視カメラは、プライバシーの問題もありますが、基本的には子どもたちを守るためには監視カメラが例えダミーであってもすごく効果はあろうかと思しますので、是非推進をして行ければと思っています。

○河野委員

課長からダミーでもという話があったのですが、私もそう思っています。どこでもレコーダーの時代で、無いと狙われるというところもあるので、そういったものでもいいので是非お願いします。

○市長

人の出入りがあるような場所にダミーでも付けるということも一考かなと思います。他にございませんでしょうか。

○徳光委員

前から気になっていましたのが、大阪の地震でブロック塀が倒れて女の子が亡くなった事故の時に全国の自治体でいろいろな対策が講じられたと思います。市の管轄でできるところはすぐにしてくださっていると思うのですが、通学路は個人宅とかの前

を通るので、そこに背の高いブロック塀がある場所が結構点在しているので、それが心配になります。その辺どういう対策を考えてくださっているのかなと思います。

○建築住宅課長

建築住宅課長の松田です。平成30年6月の地震によりブロック塀が倒壊したということで、宇佐市でも平成30年補正予算で100万円の予算を付けてブロック塀の対策をしています。当時13件の申請がありましたので予算では足りなかったので、予備費を充用して13件全てに対して措置をしております。その後、令和元年度は7件、本年度は予算は5件だったのですが、6件の申請があり、他の補助金の余りを利用して全件対応をしております。なかなか全通学路を調べるというのは建築住宅課だけでは不可能ですので、ここにありますように年2回の一斉点検の中で、そういう箇所を発見されたのであれば、例年教育委員会の方からいただいております「通学路における危険箇所（提出分）」といったものに入れていただければ、建築住宅課からもそういった家に訪問して、ブロック塀の除却の補助金もありますのでどうですか、という話もできますので、そういったことで対応して行きたいと思います。以上です。

○市長

学校の中での取組がありませんでしたか。

○学校教育課長

平成30年の大阪地震を受けて国からも今までの通学路点検、安全点検の中にブロック塀についても確認をとということがありました。その際には各学校からこのブロック塀が心配だというところが数件出ましたが、建築住宅課に早急に対応をしていただきました。ただ学校だけでここが危ないぞということが住宅の場合は見えにくいということもあろうかと思しますので、そういったところは区長さんとも相談をしながら出せるものは出して行っている状況にあります。ただ今年と去年は、学校からブロック塀に関しては出ていないという状況です。以上です。

○市長

私の方から若干補足させていただきますと、緊急点検した結果、数校危ないブロック塀がありました。一定の高さを超えるブロック塀については控え壁が必要なのですが、それがない壁がありまして、すぐに撤去しました。あと忠魂碑や慰霊碑とか、かなり高さの高い碑のようなものが建っていて、それは危ないということでいくつか取り除いたのではなかったかと思います。まだ危ない状態のままだけでも粗末にも扱えないので補強を若干したぐらいでとどまっているものも現在あります。震災直後すぐに補助率2分の1の補助制度を作り、少しずつやっているところで、累計30件近く補助していると思います。あとは制度の周知については、地震直後はたくさん申請があるのですが、だんだん記憶が薄れてくる傾向にありますので、時々注意喚起をしながら、少しずつではありますけれども進めて行きたいと思います。

そのほかありませんでしょうか。

○佐藤委員

通学路の関係ですが、登下校する際の通学路の途中に横断歩道があります。横断歩道で手を挙げてドライバーが一時停止しないで素通りするという悪いマナーで、これはマナー違反というより、ルール違反になると思います。その部分で事故が全国で多発しているという状況です。特に大分県は非常にマナーが悪く、九州で一番悪いと聞きました。そういった意味でドライバーにも問題があるし、ハード面で横断歩道が薄れて運転中に見えない横断歩道もあるようです。ですから子どもや大人が立っていて本人は横断歩道を渡ろうとしていてもドライバーから横断歩道が見えないため渡らないのだろうということで通過してしまう。そういうことが大分県の場合は多いと駐在所の方から聞きました。そういった意味でドライバーにも問題があるけれども、ハード面で通学路にある横断歩道の特に白線をもう一回点検していただきたいと思っています。

○市長

土木課長からよろしいですか。

○土木課長

土木課長の熊埜御堂です。委員がおっしゃるように横断歩道の線が消えているという箇所がかなり多く、今年も要望書をいただいております。その都度公安委員会、警察の方に私どもと一緒に要望を出させていただいております。今月から公安委員会が発注をして数か所できるそうですけれども、全要望箇所まではできないということで、大変申し訳ございませんがということをおっしゃっておりますが、なるべく予算を取って早急にやっていただくよう再度要望したいと思っております。

○佐藤委員

設置側も大事ですが、歩行者の方も考えなければならないのではないかと思います。特に児童生徒は横断歩道の前でしっかり手を挙げるのでドライバーが止まらないといけないと思いますが、我々大人は意思表示をしっかりとしないので渡るか渡らないかわからない状態にいるからドライバーは素通りする。子どもたちには交通安全教室でそれをしっかりと教えているのですが、我々大人の方が横断歩道を渡るなら渡ると意思表示をしっかりと手を挙げてこれから渡りますというような、そういう運動が起こるよう交通安全教室等に取り入れてほしいと思っております。以上です。

○古里委員

関連ですが、こちらの3枚目に四日市北から横断歩道の塗り直しという要望も出ていますけれども、地域の人から聞いた話なのですが、信國商店の前に横断歩道があって結構子どもが通学で頻繁に通るのですけれども、横断歩道で子どもが止まったら、そこを後ろから来た車が追い越して行って子どもが危ない目に遭いそうになったことが3回続いて、だから自分も後ろから車が来ていたら通らないようにしたという話を聞きました。それで横断歩道を見てみたら美容院の前とか横断歩道が消えかかっていたりするので横断歩道で止まる注意喚起を徹底しないと、子どもは車が止まってくれば行っていいものと思って飛び出すので非常に危ないという声を聞きました。その辺の対策、注意喚起の標識とかできたらいいなと思っております。

○土木課長

委員がおっしゃるように、横断歩道と横断歩道の前にこの先横断歩道がありますよ

といったダイヤのマークは公安委員会が設置するのですが、注意喚起は道路管理者の私たちでできますので、近年多いのはスピード落とせとか、横断歩道ありとか、柳ヶ浦小学校の前には子どもが飛び出すマークで「ぼ！」と書いたような変わった形のものを作ったりとか、今そういった対策を子どもが試験的にやっています。また委員のおっしゃった信國商店の前等、公安委員会と協議をしてできることは対策を図ってまいりたいと思っています。

○市長

ドライバーの安全運転意識について危機管理課長からよろしいですか。

○危機管理課長

これは何より運転者のマナーの問題が一番大きいと思います。警察ともよく話をしますが、横断歩道で横断しようとしている歩行者への配慮の啓発が重点目標の1つになっているということで聞いております。そういったところで宇佐市には、宇佐市交通推進安全協議会というものがあまして、宇佐市も参加しておりますし、市内の各事業所やPTA、安全管理者運転協議会という各事業所の安全運転管理を行う方々の集まりであったり、交通安全協会であったり、そういった団体が所属している推進協議会を通じて、いろいろな方面に意識の啓発に取り組んでいるところであります。また春夏秋冬の交通安全運動の時には、そういったところが一斉に参加して交通安全の取組を行うようにしておりますし、機会あるごとにそういった意識付けを行う取組を進めております。そのほかにも地域のいろいろな学習会等に呼ばれた際にはそういったところでお話をさせていただいております。これは運転する人の責任だと思いますので、そういったところをきちんと意識付けを行うことに取り組んでいきたいと思っております。

○市長

ほかにございませんでしょうか。

○徳光委員

通学路の街灯についてですが、日が暮れるのが早くなって、子どもたちの下校時刻は結構暗くなってきているのですけれども、私がまだ中学校のPTAの母親部会に出席していた時に市長お出かけトークで市長がLEDの電灯は虫が寄って来ないから畑等のそばでも街灯が設置できるとお話をされていたので、とても期待を持っているのですが、私の周りだけかもしれません。

○市長

既に100機くらい作っているのですが、それについては土木課長からお願いします。

○土木課長

先ほど話のありました高校生議会での高校生の提案で、夕方部活の帰りが遅い時に通学路が暗いということでありましたので、新しく見守り灯という事業を作りました。この事業は、宇佐市が全て行い電灯のほか柱がなければ柱も建てるのですが、電気代だけは地域でお願いしますということになります。電気代はLEDになりますと年間でも1灯当たり1,500円未満で終わります。年間でも費用が安いので、既に100灯ほど付けております。まち協とかは非常に協力的で地区で付けられなければまち協で付けますということで、今年は約30件の要望が上がっていきまして、だいぶ設置をしております。ですから場所を教えていただければどこに建てられるのかということとを土木課で地権者等も含めて協議をさせてもらえればと思っております。以上です。

○市長

自治区内には街灯がたくさんありますので、それについてはLED化するのに1本当たりだいたい3万円ですので、3分の2補助で2万円くらいの補助となります。今6,000機ほど、9割くらいがLEDに変わっています。集落内はそこそこ明るくなっているのですね。ところが集落と集落をつなぐ間が宇佐の場合は真っ暗なのです。その間を何本か手当てできないかというところで見守り灯という制度を作りました。どうしても電気代の負担ですとか、田んぼのところに柱を建てるとなると地権者との調整とかもありますので、地元のまちづくり協議会さんの方がある程度段取りをして

いただいて要請が上がるとそこに行くということで、今は手上げ方式ですので、条件が整ったところからという感じになっています。

○徳光委員

私も実感をしていなかったのですが、周りの方から宇佐校のところは夜暗いからこわいからねと。あと宇佐校から西側の子たちが坂道を下ってケーズデンキのところから帰ってくるのですが、その時もものすごく暗いと。これは明るい時だったのですが、道と道の間の路側の段差も激しいのでガタンとなった時に水筒とかが飛び出てトラックが水筒を踏んで、曲がったステンレスの水筒を持ってきた生徒がいたという話を聞いたりして危ないのだなと思いました。明かりもそうですけれど歩道のバリアフリーみたいなのか、暗い時は段差すら分からないので構えられない、暗い中で急にガタンとなるととても怖いと言っていたので。実際通ってみると当人たちは怖いし、危ないよなと思って。そういうところも考えていただければと思います。

○土木課長

ありがとうございます。早速現地を調査して国道であれば道路管理者の国交省の方に土木課から再度要望しますので、よろしくをお願いします。

○市長

そのほかございませんでしょうか。

無いようでしたら以上で、議題の3点目を終了いたします。

続きまして4点目の「新型コロナウイルス感染症対策について」を議題といたします。ご説明をお願いします。

○教育次長

4点目の「新型コロナウイルス感染症対策について」の分で議題4の資料をご覧ください。教育委員会関係の分をピックアップしています。教育施設の対応を簡単に取りまとめました。小中学校については3月2日から一斉に臨時休業となりました。3月26日まで休業で春休みに入って4月8日に一旦再開をいたしましたが、4月20

日からまた臨時休業となりゴールデンウィークを挟んで終わりの期間を少しずつ延長しながら5月15日まで臨時休業をしたところです。この間放課後児童クラブの利用児童については、13時まで学校での受け入れも行ってきたところです。5月18日から2週間5月29日まで分散登校を実施したところであり、6月1日からは通常登校ということで現在に至っております。ただその間休業中の授業時数を確保するために夏季休業を8月8日から8月24日の17日間ということで大幅に短縮をしたところであり、図書館については同じく3月2日から休館に入りまして約3か月間5月末まで休館し、6月2日から開館はしたのですが、一部制限をかけながらの再開で現在に至っているというところでございます。休館中についても児童クラブの方に宇佐学のマンガシリーズを寄贈したり、4月15日からはネットでの予約本の貸出も始めたところであり、そのほか平和資料館、宇佐空の郷については、3月2日から5月末までの休館、6月1日からの再開、公民館についても貸出を3月3日から5月31日まで中止したところで、6月2日から再開をしておりますが、これについても一部制限をしながらという再開でありました。また給食センターについては、学校が臨時休業となった間は給食も止めたわけですけれども、3月18日からの5日間については放課後児童クラブの方に簡易給食の提供などをしてきたところです。また5月18日から5月29日までは介護、福祉サービス事業所へ次亜塩素酸水を配布したところであり、分散登校した期間、夏季休業短縮期間についても給食提供を行ってきたところであり、こういう取組をしながら現在に至っているという状況であります。コロナ感染症対策事業についてですが、教育委員会の5課について課ごとに取りまとめをしております。教育総務課では大規模校6校について特別教室や空き教室に空調を設置するというので1億6千万円ほどの事業費を充てているところです。学校教育課については、小中学校へ非接触型の体温計、また消毒液等々の用品の配布、またGIGAスクール構想で1人1台のタブレットと通信環境未整備の家庭へのWiFiルーターの配備ということで8,400万円、また人的な学びの保障ということでスクールサポートスタッフ17名、学習指導員10名を配置できるような予算を組んで事業を行っております。裏面になりますが、国の事業であります、感染症対策用品や補助教材等に要する経費ということで、小希望校で1校100万円、中規模校で1校150万円という事業もありました。3,200万円の事業を行った

ところであります。修学旅行時の密を回避するという事で、バスを増便する費用、キャンセル料発生時の保護者負担の補助ということで1,600万円ほど事業化しております。加えてGIGAスクール構想の関係になりますが、普通教室の方に固定アクセスポイントを設置し、校内ネットワークを強化するという事業で6,200万円の事業を計画しております。社会教育課につきましては、感染症対策としてサーモグラフィカメラ等の購入250万円、戦争遺構の映像コンテンツをVRの技術を使って作り、教育旅行等の受け入れ体制の強化で500万円、図書館については、図書消毒器ということで最初に本館の方に1台130万円を入れたのですが、更に追加で本館に1台、安心院・院内の分館に1台ずつ計3台を約400万円を追加をしたというところです。もう一つ電子図書館サービスシステムの導入ということで1,700万円の事業を計画しているところであります。学校給食課につきましては、主に学校の休業に伴う給食中止で米飯事業者等への業者支援ということで340万円、420万円を事業化しております。一番下の420万円の中には学校の夏休み短縮によって夏休み短縮期間中の授業がある期間については給食を提供しましたので、調理員の熱中症対策に要する経費も含まれております。こういう事業を組んで、現時点で4億5千万円ほどのコロナ対策事業を行っているという状況であります。説明は以上です。

○市長

ありがとうございました。以上で説明終わりましたが、ご意見、ご質問等はないでしょうか。

○河野委員

直接事業には関係ないのですが、コロナの関係ですけれども、最近ワクチンの開発ということで、日本も6,000万人分の契約の話がありますけれども、一つ気になるのが医療従事者、基礎疾患のある方、高齢者の方、優先的に接種して行こうという話になるのですが、その中に子どもも免疫が低かったり、発症しやすいような可能性もあるのかなど。予防接種の優先順位としては、国の方針がどうなるか分からないのですが、宇佐市としてその辺のことも頭に入れていただけないかなと思っております。

○市長

どなたかお答えできる方はいらっしゃいますか。

○河野委員

まだ方針が決まっていないのでお願いといたしますか、今後そういうことがあった時は、子どもたちも是非入れていただきたいと思います。

○市長

私の方から答えられる範囲でお話をさせていただきたいと思いますが、就任してすぐの頃にいわゆるインフルエンザがかなり流行った時期がありました。その時も新型インフルエンザに対するワクチンが急遽作られ優先順位がありました。医療従事者、基礎疾患のある方、妊婦さん、そういう方に優先して接種をしましょうというような話だったと思います。今回の新型コロナウイルスについても、どういう方にいち早く接種するのがいわゆる学術的に正しいのか、きちんとした考え方のもとにおそらく定まってくると思います。子どもが免疫少し弱そうだから早めにというお気持ちは分かるのですが、やはり学術的な裏付けで定まってくるものかと思います。奈良時代に天然痘というのが流行って、いわゆる藤原4家のご当主がばたばたと亡くなったという話があります。その頃奈良の大仏ができていて、そこに大量に人が集まるものですから、いよいよ蔓延してかなりの方が亡くなって、その天然痘が撲滅したのが1900年代という話ですから1200年くらいかかったということになります。その時のことをいろいろ聞いてみると、天然痘の撲滅も、例えば全世界70億人全員にワクチンを打ったという話ではなくて、やはりピンポイントで、クラスターのところに打ってそこで潰して、あとは蔓延しなくなったというようなことを聞きました。新型コロナウイルスのワクチンが入ってきたとして1億2千万、3千万人全員に接種しないといけないのかというところは、そこは学術的にきちんと整理されたものの中で打つべき人、優先順位がある人が、自ずと定まってくるのではないかという感じはします。まずはきちんとした医療的な考え方のもとに物事が実施されるべきではないかという気がいたします。

徳光委員から何かございますか。

○徳光委員

医療従事者、基礎疾患のある方、高齢者、妊婦さんに打って。子どもは重症化のリスクが低いという話だし、ワクチンの安全性もまだ確立されていないので、あまり子どもが先にとりよりも、そこまで慌てなくてもいいのかなというふうに思います。

○市長

そのほか何かございますか。

○佐藤委員

大分県は感染者が少ないようですが、福岡県が非常に拡大していますので、いつかかるか分からないというところで、そういった意味でいろいろな予防対策はそれぞれの課で進めていると思いますし、もし感染が出た場合の隔離政策、マニュアルができていると思うのですが、その中の一つとして私がお聞きしたいのが、感染者に対する誹謗中傷について、いい対策が見えないということで各自治体が悩んでいるそうです。白い目で見られたり、職場や地域、外に一步も出られないということ。もう一つその感染者が安心して治療や療養できるような環境をまずは作り上げなければならないのではないかと思います。それよりも誹謗中傷の方に力が行っているというのが非常に残念だと思っています。そういった意味で仮に宇佐市にそういったことが発生をした場合に備えて予防対策と申しますか、準備しているのではないかと思います。それをお聞きしたいと思います。

○総務課長

おっしゃる通り、特にインターネット、SNSでの誹謗中傷が取り上げられているかと思っています。担当は人権啓発・部落差別解消推進課となりますが、そういったことが起こった時の相談窓口はその課で対応するようにしています。そしてSNS等による誹謗中傷を含めて2チャンネルとかを今職員がそういった書き込みがないかをチェックして、あれば報告とか相談を含めて対応する体制をとっています。人権問題については、昨日、今日の新聞でも取り上げられていたと思いますが、市でできる範囲

としては、その課を中心に対応をしているというところでございます。以上です。

○市長

少し補足をさせていただくと、8月3日、4日に1人ずつ宇佐市で感染者が出ました。いずれも真玉中学校の教員の先生が2日続けて感染が確認され、宇佐市の居住者だったということであります。宇佐市で初の感染者が出たということで、私も動画で皆さんにメッセージを話させていただいたのですけれども、事実関係、濃厚接触者が広がる度合いがどの程度あるか、改めて感染予防対策をしていただくとともに、相談窓口を設けて不安解消をしますよという話をしました。その夜、宇佐市初でしたので電話がかなりかかると思いましたが、たくさんはなく、内容もその人を誹謗中傷するというより、もう少し情報を詳しくといったようなことが多くて比較的冷静に受け止めていただいたのではないかと思います。5月、6月の他市の時は、8月の宇佐市の時とは次元が違うくらいその方が責められたのですね。宇佐市で出たのが8月というタイミングではあったのですけれども、コロナに対する意識がだいぶ出来てきて、コロナにかかったその人が悪いのではないという雰囲気浸透してきたのかなと思います。宇佐市ではその人を責め立てるような行動はなかったように感じております。だから宇佐市の人権意識が高いということではなく、ある程度冷静に受け止めていただいたのかなと思います。いずれにしても、他の人権侵害の話もありますので、SNSとか不適切な内容については削除要請をしたり、そういったことをしっかりと行って行きたいと思っております。

そのほかありませんでしょうか。

○市長

無いようでしたら、以上で議題の4点目を終了いたします。本日本日予定した協議・調整事項は以上となりますが、委員の皆さんから何かございますか。

事務局から何かございますか。

○総務課長

特にございません。

○ 市長

それでは、以上で協議・調整事項を終了いたします。ご協力をありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○ 総務課長

長時間に亘り大変貴重なご意見をありがとうございました。子どもの視点、保護者の視点から執行側が気付かないご指摘をいただいたかと思います。すぐにできること、できないこともあると思いますが、前向きに検討させていただきたいと思います。以上をもちまして令和2年度第1回宇佐市総合教育会議を終了いたします。

以上